

論 説

ルースカヤ・ブラウダ序説

——ヤロスラフのブラウダを中心に——

直 川 誠 蔵

はじめに

- I 対象の限定
 - II 原テキストの紹介（写真と現代ロシア語による表記ならびに英訳例）
 - III 古代ルーシにおけるキエフとノヴゴロド
 - IV キエフ大公の地位継承をめぐって
- むすび

はじめに

「ルースカヤ・ブラウダ」は古代ロシアにおける最古にしてかつ最も重要な成文法典であるとされる⁽¹⁾。そのテキストはロシアの古い時代の愛書家達によってよく知られていたものであったが、その後ピョートル大帝の大改革期（18世紀最初の4半世紀）の時代風潮たる実用性重視の結果として、古記録の中に密かに眠るのみの運命を辿っていた。ところが大帝の死後十数年を経て歴史家・行政官 V. N. タチーシチェフ（В. Н. Татищев）によって1738年に「ノヴゴロド年代記」の写本において発見されるにいたった⁽²⁾。

（1）「古代ルーシ国家の最も重要な立法的古文書はルースカヤ・ブラウダであった。というのはそこにおいて当時の法のほとんど全部門が網羅されていたからである。」（Российское законодательство X—XX веков. В девяти томах. Т. I. Законодательство Древней Руси.—М.: Юрид. лит., 1984., 20 с.）

（2）ПРАВДА РУССКАЯ, I Тексты, под редакцией академика Б. Д. Грекова, Изд-во АН СССР, М., 1940 г., стр. 11-12 сс.

それ以来、この法文献の研究はロシア本国において2世紀半以上の歴史を有している。研究の中身としては①写本のさらなる発掘・整理 ②総体としての法文テキストの整理・分析 ③各条文の吟味と法学的観点からの精査（コンメンタール）④ロシア法制史上の意義と位置づけ ⑤類似古代法との比較研究等に分けることが出来よう⁽³⁾。

従来、主として20世紀のソビエト法の研究に従事していた1日本人研究者が新たにロシア法の源流を探ることに関心を持ち始めたときに、当然のことながら、この「ルースカヤ・プラウダ」に何らかのかたちで取り組むことは不可避の課題の一つとなる。

そうした場合、外国人研究者としてまず肝心の点は、木を見て森を見ずの弊を避けるために、個々のミクロ的問題点をはじめからつつき回すことではなくて、この基本的歴史文献がどのような古代ロシア史上の出来事の文脈の中で成立したのかを自分なりに研究して、その大筋を整理しておくことではなかろうかと考える。

以下に、①対象の限定 ②原テキストの紹介 ③古代ロシアにおけるキエフとノヴゴロド ④キエフ大公の地位継承をめぐる（対立の諸相：父と子、兄弟同士）⑤むすびの順で述べることにしたい。

なお、ルースカヤ・プラウダが記録されていたのは、同年代記の宇宙開闢紀元6524年（西暦1016年）の項においてであった。

- (3) 標準的研究書の一つ（前注グレーコフ編アカデミー版、II Комментарий）において、ロシアの新旧の（といっても1940年代までの）代表的な研究者について次のような分類・整理がなされていることは、ソヴィエト時代の評価であることを念頭に置きつつも、研究の手がかりの一つとしてある意味で有益な情報である。旧い世代の親ノルマン派（Карамзин, Погодин и др.）、反ノルマニスト（Иванишев, Лещков и др.）、懐疑学派の支持者（Каченовский）、親スラヴ派（Аксаков, Хомяков, Беляев и др.）、西欧派（Кавелин, Соловьев）、法制史学派の代表者（Эверс, Калачев, Чечерин, Сергеевич, Владимирский-Буданов, Дьяконов, Максимейко, Мрочек-Дроздовский, Павло-Сильванский и др.）、経済的唯物論派（Ключевский, Рожков, Покровский）、マルクス主義歴史家（Греков, Кочин, Пичета, Романов, Рубинштейн, Струмилин, Тихомиров, Юшков）。ほかに言語学者（Карский, Обнорский, Соболевский, Шахматов и др.）らの名も挙げられている。

I 対象の限定

多数の写本⁽⁴⁾が存在する「ルースカヤ・プラウダ」には大別して3種の異なる編集が認められている。①簡素編集 Краткая редакция—9～11世紀に成立 ②拡大編集 Пространная редакция—12世紀の成立 ③短縮編集 Сокращенная редакция—13世紀に成立，である⁽⁵⁾。

ロシア法の源流を探るという意味ではこれらのうち最古と考えられる簡素編集に注目せざるを得ない。ところで写本のうち信頼性が最も高いとされるのは，通称「アカデミー第1写本」である。（これは，タチーシチェフによって発見された写本と同じものにほかならない。）ポルウスターフ書体⁽⁶⁾で書かれたこの写本の該当部分をよく見ると簡素編集それ自体（全43条）が，単に「簡素編集」として一括してしまうには異質性の程度がいちじるしい2つの部分に分かれていることが明らかとなる。

第一に，写本形式上の問題である。前記「ノヴゴロド年代記」に収められた簡素編集「ルースカヤ・プラウダ」の第18条と第19条の間に写本文字列にして数行の文章が挿入され，しかも丁度その冒頭部分左欄外に「注目！」という意味の符号⁽⁷⁾が付されている。同じ符号はこの「ルースカヤ・プラウダ」写本冒頭箇所の右欄外にも存在し，簡素編集のこのテキス

（4）知られている写本の数はいずれも100をこえる（正確には112）。（ПРАВДА РУССКАЯ, I, Тексты, под редакцией академика Б. Д. Грекова, Изд-во АН СССР, М., 1940 г., стр. 15.）

（5）“ルースカヤ・プラウダの簡素編集は V. N. タチーシチェフによって1738年に発見され，A. シュレーツェル A. Шлецер によってはじめて出版された。拡大編集は V. V. クレスチーニン B. B. Крестинин が1788年に公表することによって学会にもたらされた。短縮編集は N. V. カラチョーフ H. B. Калачов によってはじめてプラウダの1変種であるとして意義付けられ，刊行された（1846年）。”（Российское законодательство X—XX веков. В девяти томах. Т. I. Законодательство Древней Руси.—М.: Юрид. лит., 1984., 28 с.）

（6）行書体 полуустав。（楷書体 устав と草書体 скоропись の中間）

（7） “Зри”（見よ）という単語を飾り枠に入れて記号化したもの。

トにおいてこの符号は以上の 2 カ所以外には付せられていない。(次章の原テキスト写真版参照。)なお、2 つの“注目!” 符号の直前の文章の終わりに、それぞれ同じ別の符号“:  ”が置かれていることにも留意すべきであろう。それは、先行するテーマについての記述がそこまで完了することを意味するからである。(次章の原テキスト写真版参照。)また、“注目!” 符号の付された文章の最初の単語の最初の一文字だけが朱く彩色されているということもある⁽⁸⁾。

第 2 に、時代的順序の関係である。まず、「ノヴゴロド年代記」において「ルースカヤ・プラウダ」のテキスト紹介の始まる直前の地の文章において、この法令の制定にはヤロスラフ大公（ヴラヂーミル聖公の子。はじめロストフ公を経てノヴゴロド公、後にキエフ大公。歴史上「賢公」と呼ばれる）が関わったことが説明されている。これに対して第 19 条以下に対する前置きにはヤロスラフの“子ら”が一堂に会したときに制定されたものであることが明記されている。このことから言えることは、簡素編集には実は“その 1”の部分と“その 2”の部分とがあって、ヤロスラフの名を直接冠しうるのは“その 1”の部分（第 1 条～第 18 条）だけであるということである。

第 3 に、簡素編集の前半（1～18 条）と後半（19 条～43 条）との間には条文内容の主題においてままた重複する場合のあることが感じられることである。その場合、前半と後半とを無理に同一編集の中に押し込めるよりも、別々に論ずる方が自然であるように思われる。

つまり、本稿での研究目的からすれば検討の対象としてはひとまず「ルースカヤ・プラウダ」簡素編集の 1～18 条（ヤロスラフのプラウダ）に限定することが適当であるということになる。

(8) この朱色のことを *киноварь* という。今日文章の書き出しの第 1 行のことを *красная строка*（赤い行）というが、写本におけるこの慣行と関連がありそうである。

II 原テキストの紹介（写真と現代ロシア語による 表記ならびに英訳例）

以下に、まず「ルースカヤ・ブラウダ」簡素編集のうち、「ヤロスラフのブラウダ」の原テキスト（1～18条）を含む、「ノヴゴロド年代記」の一部をアカデミー本の写真版で紹介することにした。ここにおいては特に前節で言及した2つの“注目！”符号および“⋮”符号の存在に留意して頂きたい。（第49葉右欄外および50葉裏面左欄外）⁽⁹⁾

次に、写真版原テキストは、「古代ロシア語」でしかもペンを用いて記されている古文書である。そこには改行は勿論、条文の通し番号もなく、大文字・小文字の使い分けがなく、今日の句読点に関する約束も守られているとは言えないので、たとえ現代ロシア語の心得のある人であってもその読解にはかなりの困難を伴うのが普通である⁽¹⁰⁾。そこで、多少とも困難をやわらげるために原テキストを現代風の表記法で活字を用いて書き改めるとどうなるかをロシアの学者の研究成果によって示すこととする⁽¹¹⁾。

そして次に、筆者の理解に基づく日本語訳を示したいところであるが、これはもう少し研究の成熟を期したいので、ここでは英語訳の最新のものとして D. H. Kaiser 教授（Grinnel College）の労作を紹介させて頂きたい。（但し、各条文には原テキストを筆者が理解したところによる要約的見出しを日

(9) ПРАВДА РУССКАЯ, III, Факсимильное воспроизведение текстов, под общей редакцией академика Б. Д. Грекова.—М.: Изд-во АН СССР, 1963 г., стр. 12—16.

(10) 参照の便宜のために、条文番号を通常用いられる小区切り箇所に記しておいた。条文の区切り方自体に研究者の主観が入る余地があることは言うまでもない。

(11) Российское законодательство X—XX веков. В девяти томах. Т. I. Законодательство Древней Руси.—М.: Юрид. лит., 1984, стр. 47—49.

та по¹⁰жнѣти ѿ грѣшнѣхъ. аще поимѣ
 та по¹⁰жнѣти ѿ грѣшнѣхъ, аще поимѣ
 любаго порочнаго, аще поимѣ
 мироу, по¹⁰жнѣти⁽¹⁴⁾ мое, аще поимѣ
 ви¹⁰ грѣшнѣхъ. аще поимѣ⁽¹⁵⁾ крѣпости
 емоу¹⁰ его, по¹⁰жнѣти⁽¹⁶⁾ мое, нѣ
 рѣшнѣмоу¹⁰ та по¹⁰жнѣти⁽¹⁷⁾ на свѣдѣннѣхъ, гдѣ
 емоу¹⁰ ала. на нѣ по¹⁰жнѣти⁽¹⁸⁾, по¹⁰жнѣ
 роу¹⁰ чнѣхъ ала та днѣхъ. аще поимѣ
 ви¹⁰ грѣшнѣхъ ала днѣхъ прочѣ, аще
 са¹⁰ грѣшнѣхъ по¹⁰жнѣти⁽¹⁹⁾. по¹⁰жнѣти⁽²⁰⁾
 на нѣ по¹⁰жнѣти⁽²¹⁾, прѣ ѿ чѣхъ. аще поимѣ
 днѣхъ о¹⁰жнѣти⁽²²⁾, нѣ по¹⁰жнѣти⁽²³⁾ до
 стѣнно¹⁰ емоу¹⁰ свѣдѣннѣхъ, аще поимѣ
 доу¹⁰ ѿ грѣшнѣхъ. аще поимѣ⁽²⁴⁾ чѣхъ днѣхъ
 по¹⁰жнѣти⁽²⁵⁾ хо¹⁰жнѣти⁽²⁶⁾ по¹⁰жнѣти⁽²⁷⁾ свѣдѣннѣхъ. по
 жнѣти⁽²⁸⁾ о¹⁰жнѣти⁽²⁹⁾ свѣдѣннѣхъ, по¹⁰жнѣти⁽³⁰⁾ по¹⁰жнѣти⁽³¹⁾
 та по¹⁰жнѣти⁽³²⁾ ала. аще поимѣ⁽³³⁾ свѣдѣннѣхъ, аще поимѣ
 роу¹⁰ моу¹⁰, аще поимѣ⁽³⁴⁾ по¹⁰жнѣти⁽³⁵⁾ по¹⁰жнѣти⁽³⁶⁾ его,
 по¹⁰жнѣти⁽³⁷⁾ трѣти⁽³⁸⁾ емоу¹⁰, аще поимѣ⁽³⁹⁾ свѣдѣннѣхъ
 свѣдѣннѣхъ днѣхъ. аще поимѣ⁽⁴⁰⁾ свѣдѣннѣхъ
 нѣхъ по¹⁰жнѣти⁽⁴¹⁾ по¹⁰жнѣти⁽⁴²⁾ нѣхъ о¹⁰жнѣти⁽⁴³⁾ по¹⁰жнѣти⁽⁴⁴⁾
 рнѣти⁽⁴⁵⁾ свѣдѣннѣхъ по¹⁰жнѣти⁽⁴⁶⁾ ала. аще поимѣ⁽⁴⁷⁾ по¹⁰жнѣти⁽⁴⁸⁾
 нѣхъ хо¹⁰жнѣти⁽⁴⁹⁾ ала. аще поимѣ⁽⁵⁰⁾ по¹⁰жнѣти⁽⁵¹⁾ по¹⁰жнѣти⁽⁵²⁾
 его, по¹⁰жнѣти⁽⁵³⁾ по¹⁰жнѣти⁽⁵⁴⁾ ала. аще поимѣ⁽⁵⁵⁾ по¹⁰жнѣти⁽⁵⁶⁾

ПРАВДОУ СЪ ПЛАЧЕНАЮ СЯ КЪ ЗЕМАН.
 ЕСТЬ СЯ СЪ ВОНОУ ЧИНА И СЛАВЯ,
 ВСЕВОЛАДЪ. СТО СЛАВЯ. И СЕНА ЧНО
 ПЕРЕНЬ ГЛА, МНКО ДОРОГА СЯ ДИНА
 ЧИ ДИНА, МНКОЛА. А СЕОУ БЮ ПИ
 ОГНИШАНИИ. А ПЛО БУ ДАУ. ПО ПЛА
 ШИ ПИ ДАНА, П. ГИ ДЕНА ОУ БЮ ПИ,
 А ЛЮ ДЕМ А НЕНА ОУ БЮ. А В ПЛО ДА
 ДА ПО МЛА СНА ПИ, П. ГИ ДЕНА. А
 ОУ БЮ ПИ ОГНИШАНИИ ВЛА СОН,
 НАНОУ КИ ЦА НЕНА ОУ БЮ. ПО БИ РНА
 СЛА ПИ ПИ, ВНЕ ПИ ДА. И ГОЛА
 НА ЧЕНА ЛЕКА СЯ. А СЕОУ БЮ ПИ
 ОГНИШАНИИ ВЛА СОН. НАНОУ КИ
 ЦА, НАНОУ КИ ДА, НАНОУ КИ ДА

КРАТКАЯ РЕДАКЦИЯ
ТЕКСТ ПО АКАДЕМИЧЕСКОМУ СПИСКУ
ПРАВДА РОСЬКАЯ

1. Убъеть муж(ъ) мужа, то мьститъ брату брата, или сынови отца, либо отцю сына, или братучаду, либо сестрину сынови; аще не будетъ кто мьстя, то 40 гривен за голову; аще будетъ русин, либо гридин, либо купчина, либо ябетник, либо мечник, аще изъгой будетъ, либо словенин, то 40 гривен положи-ти за нь.

2. Или будетъ кровав или синь надъражен, то не искати ему видока человеку тому; аще не будетъ на нем знамениа никото-раго же, то ли приидеть видок; аще ли не можетъ, ту тому ко-нець; оже ли себе не можетъ мьстити, то взяти ему за обиду 3 гривне, а летцю мѣзда.

3. Аще ли кто кого ударить батою, либо жердью, либо паястью, или чашею, или рогом, или тылеснию, то 12 гривне; аще сего не постигнуть, то платити ему, то ту конецъ.

4. Аще утнеть мечем, а не вынем его, либо рукоятю, то 12 гривне за обиду.

5. Оже ли утнеть руку, и отпадетъ рука либо усохнетъ, то 40 гривен.

6. Аще будетъ нога цела или начьнетъ хромати, тогда ча-да¹⁸ смирять.

7. Аще ли перст утнеть которыи либо, 3 гривны за обиду.

8. А во усе 12 гривне, а в бороде 12 гривне.

9. Оже ли кто вынезь мечь, а не тнеть, то тѣи гривну поло-жить.

THE RUSSKAIA PRAVDA
THE SHORT REDACTION
(Academy Copy)

〔「ヤロスラフのブラウダ」の標題〕 PRAVDA ROS'KAIA

- 〔殺人、血の復讐〕 1. If a man kills a man, then a brother may avenge a brother, or a son [may avenge] his father, or a father [his] son, or a brother's son or sister's son [may avenge the death of their uncle]; if there be no one to avenge [the man] then [the offender] is to pay 40 grivnas for the corpse [lit., for the head]; if [the dead man] be a [Kievan] Rus' man, junior member of the prince's retinue, merchant, bailiff, member of the prince's personal guard, or if [the dead man] be a freedman under the prince's protection or if he be a [Novgorodian?] Slav, then [the killer] is to pay 40 grivnas for his [murder].
- 〔傷害〕 2. If someone be beaten so that he bears bruises and is bloody, then he need seek no eyewitness [to confirm his complaint]; if he bears no sign [of the fight], then [let] an eyewitness come forward; if the [complainant] is unable [to produce a witness], then that is the end of the matter; if [the victim] is unable to avenge himself, then he is to take for the offense 3 grivnas, and also payment for the physician
- 〔喧嘩、暴行〕 3. If someone strikes someone with a cudgel, or a rod, or palm of the hand, or cup, or horn or the back of the hand, then [he is to pay] 12 grivnas; if they do not catch him [to return the blow], then he is to pay, and that is the end of the matter.
- 〔剣による威嚇〕 4. If someone strikes [a man] with a sword, but does not unsheath it, or [if someone strikes a man] with the hilt [of a sword], then [he is to pay the victim] 12 grivnas for the offense.
- 〔腕への加害〕 5. If [someone] strikes [a man's] arm, and the arm falls off or withers, then [the guilty party is to pay] 40 grivnas.
- 〔足への加害〕 6. If [someone is struck in the leg but] the leg remains whole, and then [the victim] begins to limp, then [let the victim's] children humble [the offender].
- 〔指への加害〕 7. If someone cuts off a finger, then [he is to pay the victim] 3 grivnas for the offense.
- 〔ひげへの加害〕 8. And for a mustache, 12 grivnas; for a beard 12 grivnas.
- 〔抜剣による威嚇〕 9. If someone unsheaths a sword, but does not strike [anyone], then he pays 1 grivna.

10. Аще ли ринеть мужь мужа любо от себе любо к собе, 3 гривне, а видока два выведеть; или будеть варяг или колбяг, то на роту.

11. Аще ли челядин съкрыется любо у варяга, любо у кольбяга, а его за три дни не выведуть, а познають и в третии день, то изымати ему свои челядин, а 3 гривне за обиду.

12. Аще кто поедеть на чюжем коне, не прошав ег(о), то по(ло)жити 3 гривне.

13. Аще пойметь кто чюжь конь, любо оружие, любо порт, а познаеть в своемь миру, то взяти ему свое, а 3 гривне за обиду.

14. Аще познаеть кто, не емлеть его, то не рци ему: мое, нь рци ему тако: поиди на свод, где еси взял; или не поидеть, то поручника за пять днии.

15. Аже где възыщеть на друзе проче, а он ся запирати почнеть, то ити ему на извод пред 12 человека; да аще будеть обидя не вдал будеть, достоино ему свои скот, а за обиду 3 гривне.

16. Аще кто челядин пояти хоцеть, познав свои, то к оному вести, у кого то будеть купил, а тои ся ведеть ко другому, даже доидеть до третьего, то рци третьему: вдай ты мне свои челядин, а ты своего скота ищи при видоце.

17. Или холоп ударить свободна мужа, а бежить в хором, а господин начнеть не дати его, то холопа пояти, да платить господин за нь 12 гривне; а за тым, где его налезуть удареннии тои мужь, да бьють его.

18. А иже изломить копье, любо щит, любо порт, а начнеть хотети его держати у себе, то приати скота у него; а иже ест изломил, аще ли начнеть приметати, то скотом ему заплатити, колько дал будеть на нем.

Правда уставлена руською земли, егда ся съвокупил Изяслав, Всеволод, Святослав, Коснячко, Перенег, Микыфор Кыянин, Чюдин Микула.

19. Аще убьють огнищанина в обиду, то платити за нь 80 гривен убищии, а людем не надобе; а в подъездном княжи 80 гривен.

〔ゆすぶり〕

10. If a man either shoves [another] man away from himself or pulls him toward himself, [then he is to pay the victim] 3 grivnas, if [the victim] presents two eyewitnesses, if the man [the victim] is a Viking or [some other] foreign resident, then let him take on oath [to prove his claim].

〔ヴァリアーグ等
による奴隷の拉
致〕

11. If a slave is hidden either with a Viking or with another foreign resident, and they do not bring [the slave] forward within three days [after the slave's owners announce their loss], and [the slave's owners] learn [the slave's whereabouts], then on the third day [the slave's owners are] to take back their slave, and [receive] 3 grivnas for the offense.

〔馬の使用窃盗〕

12. If someone rides on someone else's horse, not having asked him [the owner] for permission, then [he] is to provide [the owner] 3 grivnas.

〔財物の窃盗〕

13. If someone takes another's horse, or weapon, or clothes and [the owner] recognizes [his property] in his own community, then he is to take back his own [property], and [receive] 3 grivnas for the offense.

〔盗品取戻し手続〕

14. If someone recognizes [his property], he is not to take it back, and ought not say to him [who possesses his property], "This [property] is mine", instead he ought to say, "Come to a confrontation [to disclose] where you obtained [the property]"; if he [who is asked to appear] does not come, then [he is to provide] a guarantor within five days.

〔代金取立て手続〕

15. If somewhere someone seeks from another person the balance [of money owed him], but that person begins to resist, then he is to appear at an investigation before twelve men; and if he wrongfully did not give [the money] back, then he is [to return] the money [to its rightful owner], and [pay] 3 grivnas for the offense.

〔奴隷取戻し手続〕

16. If someone, having recognized his own [stolen] slave, wishes to take him back, then [the man who acquired the stolen slave] is to lead him to another [man], from whom he purchased [the slave], and that man leads him to another, even to the third [party from whom the slave was acquired]; then say to the third [party], "Give me your own slave [in exchange for the stolen slave], and you seek your own property [i. e., his loss] in the presence of an eyewitness [with the help of the stolen slave]".

〔自由人が奴隷に
殴打された場合〕

17. If a slave strikes a free man, and [then] flees to [his lord's] house, and [his] lord does not give him up [for punishment], then the lord takes his slave, and pays for him 12 grivnas; and if after that somewhere they find him [the slave], then the man [whom the slave struck] may beat him.

〔借りた物を壊し
た時の返却方式〕

18. And if someone breaks a lance, or shield, or destroys clothes, and wishes to keep [the damaged property] for himself, then [the owner] is to take payment for it, and if he has broken it, and if he will return it, then [the one who broke it] is to pay [the owner] money, as much as [the owner] gave for it.

〔「ヤロスラフの息
子達のブラウダ」
の標題〕

The Pravda established for the Rus' land, when Iziaslav [1054-78], Vsevolod [1976-93], Sviatoslav [1073-76], Kosniachko Pereneg [the Pecheneg?], Mikyfor [Nikifor] the Kievan, and Chiudin Mikula met together.

19. If they kill a steward as an offense, then the killers must pay for him 80 grivnas, and [no other] people [of the community] are responsible; and [for killing] the prince's collector of fines [they are also to pay] 80 grivnas.

本語で付したことを諒とされたい。)⁽¹²⁾

これらの資料を前にして、筆者が各条文に付した、内容の要約的見出しを一瞥するだけで解ることであるが、ここにあるのは、実体法か手続き法かは別として、殆どが刑事法的内容をもち、しかも犯罪類型としては殆どが「粗暴犯」の類型に属するということである。ロシア最古の成文法典がなぜそのような特徴をそなえていたのであろうか。以下にこの問題にしばって考察を試みたい。

III 古代ルーシにおけるキエフとノヴゴロド

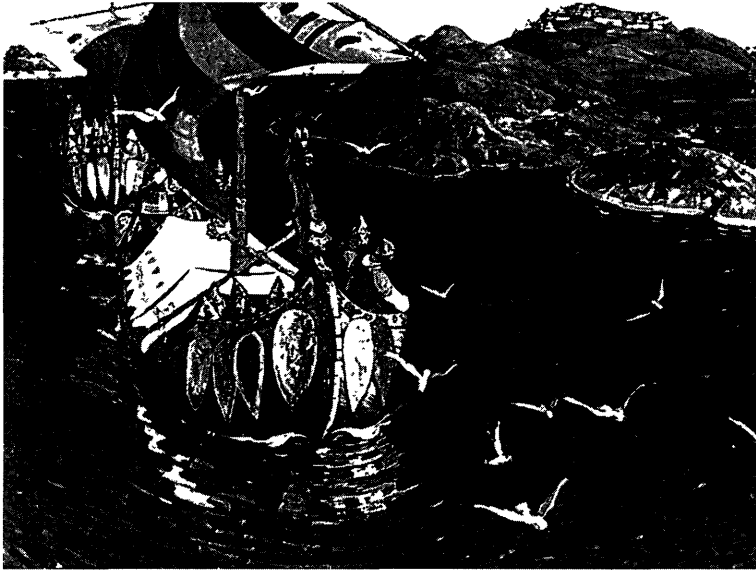
西洋史をふりかえると、およそ西暦 8 世紀後半頃から 11 世紀前半頃にかけてはスカンディナヴィア半島を中心とする地域を故地とするヴァイキング（ノルマン）の活動が目立った時期である。“ヴァイキングの時代”とも呼ばれることは周知の通りである⁽¹³⁾。

彼らは南に、西に、また東に新天地を目指して活発に動き回った。南下してははじめイングランドやフランス北部を荒らし回り、やがて 10 世紀初めにノルマンディー公国を建て、11 世紀中頃にイングランドを征服し、その勢いは地中海にも及んだ（“ノルマン・コンクエスト”）。西に向かってはアイスランド、グリーンランドに勢力を扶植し、北アメリカ大陸を世界で最初に発見したのは彼らであったとも言われている。

東の方面は、進出に当たって大海原を横切る危険をおかす必要もなく、対岸の内陸に入ってしまうばあとは冬季を除いて、（人馬の背中に比してはるかに）高速かつ大量の輸送も可能な「新幹線網」（＝河川網）を利用することができた。当時の世界的大国、ヴィザンチン帝国やペルシャ・アラブ

(12) Daniel H. Kaiser, *The Laws of Russia, Series I : Vol. 1 (The Laws of Rus'—Tenth to Fifteenth Centuries)*, Charles Schlacks, Jr., Publisher, Salt Lake City, Utah, 1992, pp. 15~17.

(13) Эльсе Роэсдаль, *Мир викингов—викинг дома и за рубежом*— (Перевод с датского), Книгоизд-во «ВСЕМИРНОЕ СЛОВО», СПб, 2001.



N, K. レーリヒ「海のかなたからの客人」1902年 出典：С.Н. Сыров,
Страницы истории.—М.: Изд-во «Русский язык», 1975.—с.15

諸国などと主としては貿易の面で、時には軍事的な面ですら、直接交渉をもつことが出来るという魅力ある方面なのであった。ここはまた、当時各地で大きな需要のあった毛皮と奴隷の大規模な供給地でもあったことを見逃してはならない。

ともあれこの中で、“ヴァイキングの海（＝現在のバルト海）”とヴィザンチン帝国の首都コンスタンチノーポリとを直結する南北の一大通商路が存在し、古代ロシアでそれは「ヴァリャーギからグレーキへの道」と呼ばれていた。ヴァリャーギとは、ヴァイキングのロシア語名（その複数形）、グレーキとはギリシャ人のロシア語表現（その複数形）である。それはバルト海からフィンランド湾にはいり、ネヴァ川からラドガ湖へと東へ遡上し、そこから南へヴォルホフ川を遡上し水源のイリメニ湖にいたり、同湖からさらに南下してロヴァチ川に沿って遡上し同川の最奥部へと到達する。ここで水路そのものは一応尽きるのであるが、ギリシャ（コンスタン

チノーポリ)を目指すためにはその先西ドヴィナ川の上流部分を横切って進む。若干の陸路部分については船を人力で引っ張って動かし(この箇所のことを連水陸路^{ヴァーローグ}という)、さらに南へと流れ下るドニエプル川の源流に乗り入れることになる。大河ドニエプルは一路黒海へと注ぎ、黒海沿岸づたいに船を操ればほどなく目的地に到着するというコースである。帰途も同じコースをたどることになる。片道全長約3000kmと思われる。

この長大な通商路に沿ってロシア領内北部における中心都市であったのは、イリメニ湖畔のノヴゴロド(新しい町の意)であり、南部ではキエフ(町の創始者がキーという人物であったことにちなむ。現在はウクライナ共和国の首都)であった。

ロシア建国の経緯は、12世紀初頭に成立した『過ぎし年月の物語』(別名、『原初年代記』)⁽¹⁴⁾によっておおよそのことを知ることが可能である。(とはいえ、そこにある記事が常に100%客観的・歴史的真相を反映しているかは保証のかぎりではない。)同書西暦862年の項によれば、ロシア最初の有力な統治者は外来の「ヴァリャーギのルーシ(族)」に属するリューリクであった。(古代ロシアの国名“ルーシ”はこれに由来するとする説がある。)⁽¹⁵⁾そしてリューリクは「ノヴゴロドに座した」⁽¹⁶⁾。

(14) これは、内容的および歴史的意義において我が国の『古事記』(712年)・『日本書紀』(720年)に比することが出来る。

(15) ノヴゴロドとその周辺の住民達がヴァリャーギのルーシに対して「私たちの国全体は大きく豊かですが、その中には秩序がありません、公となって私たちが統治するために来てください」(国本哲男他訳『ロシア原初年代記』名古屋大学出版会、1987年、19頁)と言ったというのは、あるいは単なる伝説または年代記作者の創作であったかもしれない。しかし、少なくともリューリク朝の初期3人の統治者の名、リューリク(当時フリースランドにおいて同名の武将がいたことが知られている、ただし別人らしい)、オレーグ(〈Хельге〉)、イーゴリ(〈Ингвар〉)、またその妻の名オリガ(〈Хельга〉)はまさしくスカンディナヴィア系の名に合致することは注目に値する。ただし、イーゴリの子の名スヴィャトスラフはすでにスラヴ風であり、それ以降のルーシの公の名は稀な例外を除いてすべてスラヴ風である。(Эльсе Роздаль, 247-248頁)

(16) 国本同上、19頁。

882年の項によれば、リューリクのあとをついだ一族のオレーグがこの年南のキエフにおもむき、先に当地を支配していたやはり一族のアスコリドとザールの兄弟を退け、自らがキエフの支配者の地位についた。そして「(キエフこそ) ルーシの町々の母となれ」と言った。これは、キエフをルーシ国全体の首都として位置づけたことを意味する。そしてノヴゴロドの町もキエフに対して毎年一定額の貢税を納めなければならないものとされた⁽¹⁷⁾。

このようにして、北のノヴゴロドは政治的経済的に重要な位置を占めつつもあくまで地方都市として意義づけられてしまった。南のキエフは後述のキリスト教（正教）導入後は宗教的中心地としても隆盛を誇る。そのうち、リューリク朝の最高位につくものは必ず「キエフ大公」を称した⁽¹⁸⁾。

特に古代史に属する問題の研究に際しては、宗教的要素にも特別の注意を払う必要がある。ルーシでははじめ自国伝来の異教（偶像崇拜）を信仰していたが、ヴラヂーミル聖公（948?～1015）の時に、各種の世界宗教（イスラム教、カトリック教、ユダヤ教、ギリシャ正教）を慎重に比較検討した結果正教を国教として採用した⁽¹⁹⁾。この選択はその後のルーシの国際関係、国内関係によかれ悪しかれ深刻な影響を及ぼし続けていることは事実である。

IV キエフ大公の地位継承をめぐる（対立の諸相：父と子、兄弟同士）

キエフ大公の地位継承の第一順位に来るものは、大公の長男であった。

(17) 国本同上，23-24頁。

(18) ただし、これは12世紀頃までのことであり、その後国の政治的、経済的、宗教的中心はヴラヂーミル、モスクワなどのある北東ロシアに移る。

(19) 国本同上，99-134頁。

ただし、その地位についた長兄が死亡した場合は次兄以下の兄弟が順次大公位を継承するのが一応の不文律であった。とはいえ、長兄の息子と次兄（およびそれ以下の兄弟）との関係は時と場合によっては微妙なものを含んでいたし、父の構想、兄弟間の思惑、キエフ市民の気分や願望、外国勢力の影響など各種のファクターがあってそこにはきわめて複雑なものがあったといえる。以下に「ルースカヤ・プラウダ」のうちはじめに限定したように、「ヤロスラフのプラウダ」（または、最古のプラウダ）といわれる部分に関わる問題について考察してみたい。

A 父と子の関係

(1) 父ヴラヂーミル対「長子」スヴィャトポルク

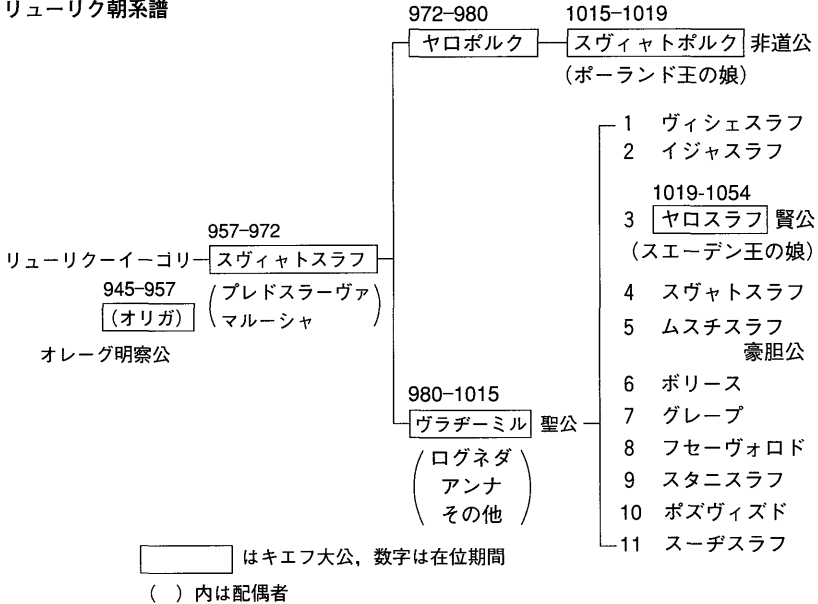
スヴィャトポルクは一応ヴラヂーミルの長子としての扱いを受けていたが、実際にはヴラヂーミルの兄、ヤロポルクの子であったといわれる⁽²⁰⁾。このような親子関係がスヴィャトポルクの心に一定の影を落としていたことは否定しがたいであろう。スヴィャトポルクはかねてトゥロフ⁽²¹⁾の公に任じられていた。彼の妻は後にポーランド王となるボレスラフ剛胆公の娘であった。999年にカトリックを奉ずるようになったポーランドは正教の隣国ルーシに影響力を行使する機会をねらっていた。

スヴィャトポルクの不穏な動きに気づいた父大公は子を招き寄せて査問・幽閉、そのとき父に突然の死が訪れたのであった。1015年のことであった。

(20) “ウラヂーミル聖公の、彼の兄ヤロポルクの未亡人から得た息子、980年頃出生。” (Энциклопедический словарь Ф. А. Брокгауза и И. А. Ефрона, т. 57, СПб, 272 с.)

(21) Туров は、ウクライナにあるプリピャチ川のほぼ中流に位置する都市である。プリピャチ川は西から東に流れて首都の僅か北方でドネプルに合流する。ポーランド国境と首都キエフとの中間にある地域の中心で、ルーシの西部を固める重要な役割を有している。

リューリク朝系譜



(2) 父ヴラヂーミル対子ヤロスラフ

当初ロストフの公であったヤロスラフは兄ヴィシェスラフの後を襲ってノヴゴロドの公となった。しかし、同市の市民のあいだであまり人気がなかったためその対策として、ある時ノヴゴロドからのキエフにたいする毎年の多額の貢税の上納を突然廃止した。市民は喜んだが、これがキエフ大公たる父を怒らせたことは言うまでもない。国家統治の障害になることを恐れた父はキエフの威信にかけて、スヴィャトポルク問題に忙殺されている最中にもかかわらず、ノヴゴロド征伐を決意し、早速大軍を派遣するための道路橋梁の補修開始をとりあえず命ずる。子の側では応戦の準備のために、地理的・伝統的關係を通じて親密な関係にあった北方勢力からヴァリャーグなどの多数の傭兵をノヴゴロドに呼び集めた。じつはこの傭兵との関係でノヴゴロドに深刻な社会不安が引き起こされていたのであった。傭兵どもは毎日飲んだくれて一般市民に理不尽な権利侵害を与えることが

稀でなかった。

本稿第Ⅱ章において、「ヤロスラフのプラウダ」の原テキストを紹介した。それに直接先行する「年代記」1016年の地の文章において、ノヴゴロドでは当時ヴァリヤーギを大勢雇い彼らに食事を与えていたこと、そのヴァリヤーギたちが婦女子にまで乱暴狼藉を働き始めたこと、ノヴゴロド市民たちが、このような暴力を傍観出来ないといって、深夜密かに集まり、ヴァリヤーギたちに斬りつけたこと、これを知ったヤロスラフはおおいに立腹して、首謀者達をだまして呼び集め皆殺しにしたので、またもや市民達の反感を買ってしまったことが、ぼつりぼつりとした文体で記されている⁽²²⁾。

前記のように、まさにそのとき、父の突然の死についての知らせが届いたのであった⁽²³⁾。

B 兄弟間の関係（兄スヴィャトポルク対弟ヤロスラフ）

父から査問を受けるために首都に居合わせたスヴィャトポルクにとって父の突然の死はもっけの幸いともいうべきものであった。彼は好機を逸することなく権力の地位につきキエフ大公を号し、キエフの民心を収攬するために市民に金品を配布するなどの挙に出た。そればかりではなく、自分にとって脅威となりうる兄弟を（幼少なものはべつとして）可能な限り一挙に殺害してしまおうとくわだてた⁽²⁴⁾。

標的となった兄弟達のうち特にボリースとグレーブは彼の強い憎しみの対象であった。なぜなら、この2人の母親ログネダはヴィザンチン皇帝バ

(22) Правда русская, учебное пособие, Отв. ред. академик Б. Д. Греков.—М.—Л., Изд-во АН СССР, 1940, стр. 35. 国本前掲, 159-160頁。

(23) Там же. 国本, 同頁。

(24) 彼スヴィャトポルクが後世の年代記において「^{オカヤンヌイ}非道公」と綽名されたのはこのようなことからであった。また彼とヤロスラフとのうちどちらが年長であったかについては定説がない。年代記によっても異なる記述があり、判定が困難であるが、一応前者が年長としておく。

シリウスII世の妹であり、その血筋の尊さから亡き父の特別の寵愛を受けているように思えたからであった。

企ては実行に移され、同じ年の内にボリースとグレープのみならず、他の兄弟スヴィャトスラフとフセヴォロドも殺されてしまった。ところでボリースとグレープは長兄の意図には逆らえないとして討手に対して何の抵抗もなすことなく死んでいったと伝えられ、後々までロシア正教における聖人としてあがめられている⁽²⁵⁾。

成人の兄弟として残り、スヴィャトポルクと正面から対決することにな

ったのはヤロスラフであった。前節でも述べたように、そのときヤロスラフはキエフ市民との関係で大変困難な状況に置かれていたのであった。

C ヤロスラフの決断

父大公の急死の一報を耳にした時、頭の回転の速いヤロスラフがこのとき真っ先に為したことはノヴゴロドの民会⁽²⁶⁾ ヴェーチエを招集することであった⁽²⁷⁾。彼は民会に対して自分の非を率直に詫びた。そうした上で、かれ



ボリスとグレープ 15世紀中頃、モスクワ派によるイコン 出典：РУССКАЯ ИКОНА—комплект из 12 открыток—, С.-Петербург: Изд-во «П-2», 2000.

(25) Б. А. Успенский, Борис и Глеб: восприятие истории в древней Руси.—М.: ЯЗЫКИ РУССКОЙ КУЛЬТУРЫ, 2000.

(26) вече の語源は旧い時代の言葉 вещать であり、「語る」という意味を持っている。つまりそれは parliament（話し合いの場所→議会）と語源をひとしくする。またそれは語源的に“ソビエト”（совет）とも深い関係を持っている。

(27) Правда русская, учебное пособие, стр. 35. 国本前掲, 160頁。

はキエフ討伐の軍を派遣するためにノヴゴロド市民の最大限の協力を乞うたのであった。民会はヤロスラフから「プラウダ」⁽²⁸⁾を受け取ることを条件に協力・出兵を約束したのであった⁽²⁹⁾。

ポーランド軍や南の援軍ベチェネーギに後押しされたキエフ軍との戦いは一進一退の状況であったが、最後の勝利を占めたのはヤロスラフであった。後世、ヤロスラフに与えられた別号は「賢公」である。ロシア語ではヤロスラフ・ムードルィ「Ярослав Мудрый」と称する。ところでこの「ムードルィ」という形容詞は色合いにたとえると大変深い立体的な色合いである。それは現代において通常そう訳されているような単色的に「かしこい、頭がよい」というだけではない。「機転が利く、すばしこい」、「ずるい、ずる賢い」、「人生の機微に通じている」、「思慮・分別に富む」、「手の込んだ、風変わりな」という意味を持つこともある⁽³⁰⁾。人間の評価としてはプラスにもマイナスにもなりうるようにおもわれる。ヤロスラフという人は正にそのような人物であったようである。ちなみに、ヤロスラフの次女アンナはフランスのアンリ I 世に、三女アナスタシーアはハンガリーのアンドレ I 世にそれぞれ嫁するなど、彼の時代は国際的にも古代ルーシの歴史における高揚期に位置していたといえる⁽³¹⁾。

(28) ロシア語の「プラウダ ПРАВДА」という語は、「真理」、「真実」、「正義」などという意味で用いられるのが普通であるが、時と場合によっては「約定」、「誓約」などの意味を表すことがあるので留意しなければならない。そのほか、「法律」、「法令集」、「権利」という意味をもつこともある。参照：И. И. Срезневский, Материалы для словаря древнерусского языка, Т. второй, 1895.

(29) 「年代記」には、プラウダとひきかえにノヴゴロドの人々がヤロスラフに協力を約束したとは書いてない。それは勝利を手中にしたヤロスラフがノヴゴロドの人々に対して褒賞金と共に書いて渡したことになっている。(Правда русская, учебное пособие, стр. 35.) 形式的にはそのようであるかもしれないが、しかしプラウダの実質的内容はそれ以前のヴェーチェにおいて約束されていたと考えるべきである。

(30) Словарь русского языка XI—XVII вв., Вып. 9.—М.: НАУКА, 199 с.

(31) Энциклопедический словарь Ф. А. Брокгауза—И. А. Ефрона, Т. 82.—СПб.: 1904, 831 с.

む す び

色々と説明を続けてきたが、古代法であれ、現代法であれ法文を正しく解釈・理解するためには、その背景に潜む社会的実体を具体的に捉える必要がある、ということである。本稿第2章の最後の箇所において、「ここにあるのは、実体法か手続き法かは別として、殆どが刑事法的内容をもち、しかも犯罪類型としては殆どが粗暴犯的类型に属するというのである」と記した。以上の考察を通じて何故そうであるかの謎は一応解けたのではないかと思う。

またそうした場合、“ブラウダ”という立法名称の本質は、慣習法の要約に基づく「真理」といったものではなく、「誓約」に近いといえよう。“ヤロスラフの約束証文”ともいうべきか。

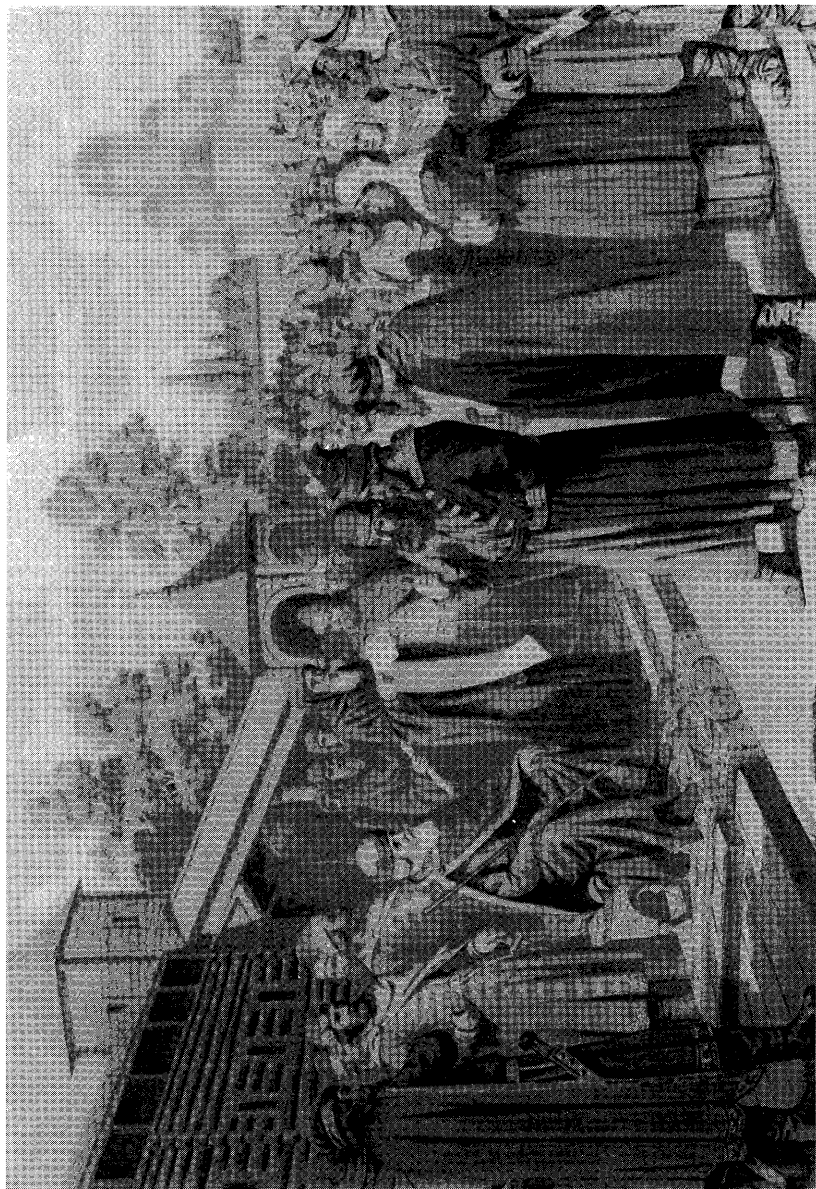
筆者の次なる課題は、「ヤロスラフのブラウダ」各条文の内容の詳細な検討を行い、そのできるだけ正確な日本語訳を作ることである⁽³¹⁾。

なお、本稿でヤロスラフ賢公に関する評伝として主として参考にしたのは以下の文献に含まれているものである：

- 1) Энциклопедический словарь Брокгауза и Эфрона,
- 2) Великие государственные деятели России, под ред. А. Ф. Киселева, М., Гуманитарный издательский центр ВЛАДОС, 1996.
- 3) А.Шишов, Русские князья, Ростов н/Д: изд-во Феникс, 1999.

(31) 「ヤロスラフのブラウダ」の日本語訳についての先人の業績としては、以下の二つにおいて見ることが出来る：

河村盛一『ルースカヤ・ブラウダ』黎元社 [1953]
 勝田吉太郎「ルス法典研究」法学論叢, 59-2 [1953]



А. Кифшенко «Ясноравский князь, народом любуясь, читает Платона» (фрагмент)

出典：История Русского государства. Составил: Карпушенко С.В.—С.-Петербург: ПРИНТ, 1999.—с. 30.

